

# 社会保険 とっとり

vol.593

2020  
9

## 今月の記事

- 厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更されました
- 届書を提出する際には確認をお願いします
- 算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額は、9月1日より適用されます
- 会社を退職した後の健康保険について
- 教授の「職場の健康づくり研究室」  
第76回 ～職場の受動喫煙対策～
- 契約保養施設 利用補助・優待利用のご案内
- 社会保険協会費納入のお願い



いちじく

色紙画

(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

# 年金事務所からのお知らせ

## ▶ 厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更されました

### 標準報酬月額の上限の変更

厚生年金保険法の規定に基づき、令和2年9月から、厚生年金保険における従前の標準報酬月額の上限等級(31級・62万円)の上に1等級が追加され、上限が引き上げられました。

#### 改定前

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全 額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

#### 改定後

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全 額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

### 改定通知書の送付

厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」をお送りします。標準報酬月額の変更の際に、事業主及び船舶所有者からの届出は不要です。

## ▶ 届書を提出する際には確認をお願いします

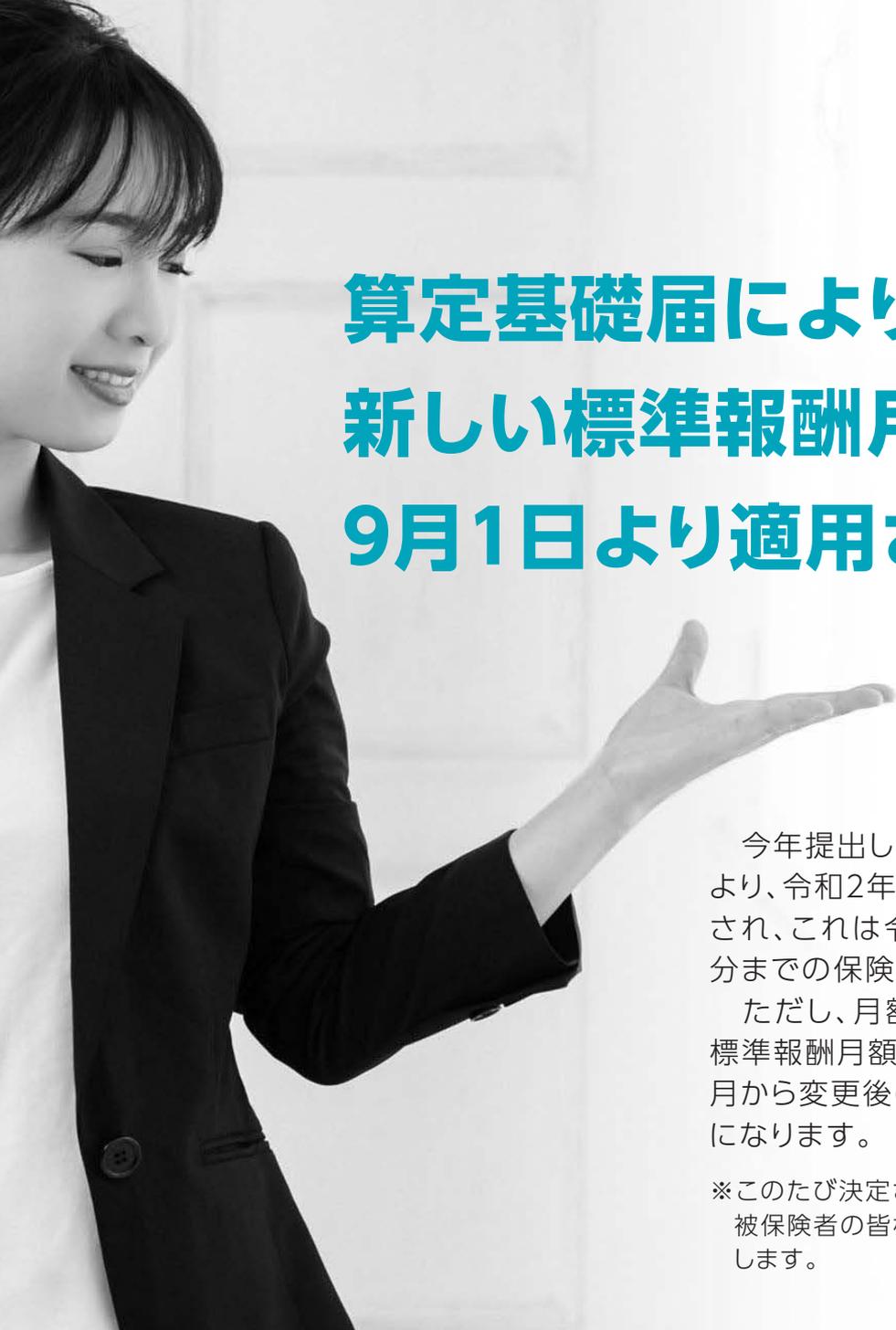
事業主の皆様から提出された届書に、「もれ」や「誤り」が散見されています。

届出内容に「もれ」や「誤り」があると、事業所が納付する保険料額が正しく計算されないだけでなく、被保険者が将来受け取る年金額も正しく計算されないこととなります。

正確な届出にご協力をお願いします。

※各種届出の記入上の注意事項、添付書類等は、日本年金機構ホームページに掲載していますので、必要に応じてご覧ください。





# 算定基礎届により決定された 新しい標準報酬月額は、 9月1日より適用されます。

今年提出していただきました算定基礎届により、令和2年9月からの標準報酬月額が決定され、これは令和2年9月分から令和3年8月分までの保険料の計算の基礎となります。

ただし、月額変更届により本年7月以降に標準報酬月額が改定された場合は、その改定月から変更後の標準報酬月額を適用することになります。

※このたび決定された標準報酬月額については、必ず被保険者の皆様にお知らせいただきますようお願いいたします。

## 社会保険料の計算について

10月に告知される9月分(11月2日納付期限)の保険料は、算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額に基づき計算されます。

納入告知額を必ずご確認くださいませようお願いします。



詳しくは、  
管轄の年金事務所に  
お問い合わせください

ご相談・  
お問合せ先

**鳥取年金事務所**  
鳥取市扇町176  
電話 0857-27-8311

**倉吉年金事務所**  
倉吉市山根619-1  
電話 0858-26-5311

**米子年金事務所**  
米子市西福原2-1-34  
電話 0859-34-6111

# 協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

## 会社を退職した後の健康保険について

**Q** 現在、会社で協会けんぽの健康保険に加入していますが、9月末で退職することになりました。退職すると健康保険証は会社に返さないといけないと言われたのですが、退職後の健康保険はどうしたらいいのでしょうか？

**A** 健康保険証を使用できるのは退職日までですので、退職後は健康保険証をお勤め先へ速やかにご返却ください。会社を退職すると健康保険の切り替えが必要です。退職後の健康保険は、毎月納める保険料などを比較のうえ、退職者ご本人が選択し手続きしてください。

### 退職後に加入する健康保険には3つの選択肢があります。

加入先	協会けんぽの任意継続 (最長2年間)	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること</li> <li>●退職日の翌日から20日以内に手続きすること(郵送の場合は必着)</li> </ul>	お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	保険料は退職された時の標準報酬月額(上限は30万円*)によって決まります <b>(原則2年間変わりません)</b> ◆事業所にお勤めの時は、被保険者と事業主の折半での負担でしたが、任意継続被保険者の保険料は全額自己負担となります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料はお住まいの市町村によって異なります</li> <li>●加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります(毎年変動します)</li> <li>●非自発的失業者(自ら望まない形で失業された方)の保険料軽減制度があります</li> </ul>	被扶養者の保険料負担はありません

※令和2年度時点の上限

### 提出書類 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書 < 郵送による提出にご協力ください >

- 《添付書類》 ●退職日の確認ができる書類(任意)  
 退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、健康保険資格喪失届写し のいずれか  
 (上記書類の添付がない場合は、日本年金機構から資格喪失データの提供を受けてからの保険証作成になります。)  
 ●ご家族を被扶養者として手続きする場合、下記の添付書類(必須) 注) 扶養家族になるには一定の要件があります

	在職時より引き続き 扶養家族となる場合	新たに 扶養家族となる場合
被保険者(本人)と同居している	①収入を証明する書類…所得証明書、非課税証明書 など	①身分関係(続柄)を証明する書類…戸籍謄(抄)本または続柄の記載された世帯全員分の住民票 ②収入を証明する書類 ……所得証明書、非課税証明書 など ③同居していることを証明する書類…世帯全員が記載されている住民票
被保険者(本人)と別居している	①収入を証明する書類…所得証明書、非課税証明書 など ②仕送り額の …… 振込の場合:預金通帳等の写し 確認できる書類 送金の場合:現金書留の控え(写し)	①身分関係(続柄)を証明する書類…戸籍謄(抄)本 ②収入を証明する書類 ……所得証明書、非課税証明書 など ③仕送り額の確認できる書類 …… 振込の場合:預金通帳等の写し 送金の場合:現金書留の控え(写し)

- 収入を証明する書類は、16歳未満の場合は添付を省略できます。
- 仕送り額の確認できる書類は、16歳未満または16歳以上の学生の場合は、添付を省略できます。

### 任意継続の加入期間は最長で2年間です。

ただし、就職等により他の健康保険の被保険者になったときや、保険料を納付期限までに納めなかったときは資格を喪失します。なお、国民健康保険に加入する、または健康保険の被扶養者になるという理由で任意継続をやめることはできません。

お問合せ先

### 全国健康保険協会鳥取支部 業務グループ

☎ 0857-25-0052 〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地  
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送可能です。  
 ↓ 各種申請書はこちらからダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



## 第76回 職場の受動喫煙対策

### ▼新たな受動喫煙対策

2020年に開催予定であった東京オリンピック・パラリンピックに備え、「健康増進法」が改正され、2020年4月1日より全面施行されました。従業員の望まない受動喫煙を防止することが目的であり、企業の責任となりました。昨年7月1日には、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の敷地内禁煙が施行されており、この4月1日はその他の施設が原則屋内禁煙となったのです。事業所では、屋内喫煙室の設置も可能ですが、厳しい条件があります。たばこの煙が室内から流出しないよう、壁や天井などによって区画される、出入り口以外には非喫煙場所に対する開口面がない、独立した部屋、想定される喫煙本数に合わせた排気設備の設置、排気先にて非喫煙空間に影響がないかの確認、出入口での計測において空気の気流が0.2m毎秒以上ある、空気取り入れ口の付いた扉、または換気用の開口部を設ける、非喫煙場所に空気が漏れないよう、スクリーンなどで開口部を仕切る等です。

### ▼受動喫煙の健康影響

副流煙の有害物質の濃度は、喫煙者が吸う主流煙よりも、ニコチンが2.8倍、タールが3.4倍、一酸化炭素が4.7倍含まれており、発がん性のある化学物質も煙に含まれているため、古くから健康影響があると指摘されてきています。厚生労働省の報告によると、受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡数(非喫煙者の死亡数)は年間約6,800人です。その50%以上が職場での受動喫煙が原因とされます。医学的な理由から、職場での非喫煙者の健康を守るため屋内禁煙が進められることになったのです。

### ▼増大する企業の責任

健康増進法では、職場は原則屋内禁煙になり、屋内喫煙のためには喫煙室の設置が可能だが20歳未満の人は出入り禁止となります。努力義務ですが、違反すると罰則が課せられる可能性があります。職業安定法施行規則では、この4月より受動喫煙に対する対策を採用や募集時に明示することが求められており、求人募集の一覧に明記しなくてはならなくなりました。従業員の受動喫煙による健康被害は予見可能といえる時代となり、安全配慮義務としての対策を怠ると、慰謝料等が従業員から請求される場合もあります。労働安全衛生法は、受動喫煙を防止するために、適切な措置を取

ることを努める義務(努力義務)として全ての企業に課しています。このように企業の規模の大小に関わらず受動喫煙対策を推進するのは、当たり前になったといえます。

### ▼4月から受動喫煙の状況は変わったか?

4月から職場の受動喫煙対策の成果が出たかについては、不明ですが、一部の飲食店では、屋内禁煙に踏み切ったところもあるでしょう。飲食店では、経過措置として、一定の規模以下(資本金または客席面積)のところでは店頭掲示の上での喫煙が認められています。まだ対策が実施されていないところでは、喫煙者の割合、喫煙による業務や職場環境への影響、受動喫煙対策についての従業員の意見等を知っておく必要があります。社内設備投資に向けた方針検討が必要です。屋内喫煙室、屋外喫煙場所、全面禁煙どれを選ぶか検討が必要となります。社内理解を進めるために、受動喫煙防止に関する従業員への対策説明会や勉強会も重要です。これを機に禁煙を決める従業員もいることから、禁煙支援プログラム(禁煙治療の補助等)を提案するのも良いでしょう。

### ▼受動喫煙対策の支援事業

いくつかの支援事業があります。受動喫煙防止対策助成金は、中小企業事業主を対象に、受動喫煙防止のための施設設備の整備に対してその工事費用のうち、工費や設備費など1/2(飲食店については2/3)を助成するものです(上限100万円まで)。受動喫煙防止対策に係る相談支援としては、専門家が電話相談に無料で対応しています。受動喫煙防止対策に関する測定機器貸出(たばこ煙濃度等の測定のための機器の貸与)は、たばこ煙の濃度及び喫煙専用室等の換気の状態を把握するための、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行なっています。相談支援や測定機器貸し出しの詳細等については厚生労働省HPにあります。



鳥取大学医学部  
環境予防医学分野  
教授

尾崎 米厚  
(おさき よねあつ)



# (一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

## 契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内



鳥取県社会保険協会では、会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります。)の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を利用した場合、宿泊料等の一部補助及び優待利用を行っています。詳細につきましては、当協会ホームページ内の「契約保養施設利用補助」及び「契約保養施設優待利用」をご覧ください。

### 利用料補助施設



施設名	所在地	電話番号
氷ノ山高原の宿 氷太くん	鳥取県八頭郡若桜町つくよね	0858-82-1111
国民宿舎 ブランナルみささ	鳥取県東伯郡三朝町三朝	0858-43-2211
鳥取県市町村職員共済組合 溪泉閣	鳥取県東伯郡三朝町山田	0858-43-0828
国民宿舎 水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭	0858-32-0411
ホテルウェルネスほうき路	鳥取県米子市皆生新田	0859-23-2880
ホテル大山しろがね	鳥取県西伯郡大山町大山	0859-52-2211
但馬牧場公園まきばの宿	兵庫県美方郡新温泉町丹土	0796-92-1005

※宿泊利用者1人につき1,500円を補助(1年度に1事業所10名以内)。  
利用申込書はホームページの「契約保養施設利用料補助」から印刷してください。

### 優待利用施設

- 船員保険会【4施設】
- ホテル法華クラブグループ【19施設】
- 高輪・品川プリンスホテルグループ【4施設】
- プリンスホテルご優待プラン  
(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)
- 湯快リゾートグループ【29施設】
- ダイワロイヤルホテル【27施設】
- かんぼの宿【35施設】
- HMIホテルグループ【42施設】
- その他【宿泊施設8施設・日帰り施設6施設】

※施設により優待内容、利用方法等が相違します。「施設利用会員証」の交付が必要です。  
交付申請書はホームページの「契約保養施設優待利用」から印刷してください。

## 社会保険協会費納入のお願い

(一財)鳥取県社会保険協会は、事業所様からの会費により各種の事業に取り組んでおります。まだ会費を納入されていないようであれば、是非とも特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今年度の会費払込票は5月下旬に送付しておりますが、会費を納入されていない事業所様には再度9月中旬に送付しておりますので、何卒よろしくお願いたします。

(一財)鳥取県社会保険協会 電話 0857-27-1859  
FAX 0857-30-7133

